

住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

阿久比町住民税非課税世帯価格高騰重点支援給付金 (こども加算含む) (3万円/1世帯+2万円/子ども1人)のご案内 受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯価格高騰重点支援給付金(こども加算含む)
(3万円/1世帯+2万円/子ども1人)は、物価高騰の影響を特に大きく受ける低所得世帯を支援する、阿久比町独自の給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり 3万円
+子ども※1人あたり 2万円

※18歳以下の児童(平成18年4月2日以降に出生した者)、ただし、施設に入所し、世帯と生計が同一でない者を除く

給付金の支給時期

阿久比町が確認書(または申請書)を受理した日から30日以内が目安です。

支給対象と必要な手続き

【支給対象となる世帯】

世帯全員が令和6年度「住民税均等割が非課税」の世帯

世帯の全ての方が
令和6年1月1月以前から
現住所にお住いの世帯

世帯の中に、令和6年1月2日
以降に転入した方がいる
・未申告の方がいる世帯

基準日(令和6年12月13日)時点で
阿久比町に住民登録のある世帯に
確認書が届きます
(確認書に記載された期日までに
返信してください)

このチラシに同封のA3版の書類です

詳しくは裏面「I」へ

申請等が必要です



申請期間: 令和7年6月30日(月)まで
【申請書配布場所】

阿久比町ふくし課社会福祉係(10番窓口)

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 世帯の全ての方が、令和6年1月1日以前から現住所にお住いの世帯

- 基準日(令和6年12月13日)時点で阿久比町に住民登録があり、世帯全員が非課税の世帯には給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 確認書の内容を確認の上、必要事項を記入し、返信用封筒に入れて、**返信してください。**

【主な確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座に誤りや変更がないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



II 世帯の中に、令和6年1月2日以降に転入した方がいる・未申告の方がいる世帯

- 基準日（令和6年12月13日）時点で阿久比町に住民登録がある世帯が対象です。
- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに提出してください。

※ 未申告の方がいる場合には、課税になる所得があるのに未申告でないことの確認、及び税務申告手続きが必要です。

受付期間・場所

受付期間：令和7年6月30日（月）まで

受付場所：阿久比町ふくし課社会福祉係（10番窓口）



確認や申告の内容が誤っていた場合、支給済みの給付金の返還を求めることがあります。意図的に虚偽の確認をした場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(# 9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

阿久比町ふくし課社会福祉係 受付時間 平日8:30～17:15（土日祝を除く）



電話 **0569-48-1111** 内線1122・1132